



Title	公文書管理制度の発展のための条件整備（1）：専門職・アーキビストの役割に着目して
Author(s)	高橋, 明男
Citation	阪大法学. 2024, 73(6), p. 227-229
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/94789
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

公文書管理制度の発展のための条件整備（１）

——専門職・アーキビストの役割に着目して——

高 橋 明 男

本企画は、2023年11月4日に大阪大学を送信拠点として、ウェビナーによるオンライン形式で行った国際研究集会「公文書管理制度の発展のための条件整備——専門職・アーキビストの役割に着目して——」における報告を注記を付して公表するものである。この研究集会は、筆者を研究代表者とする科研費・基盤研究（C）「公的文書の管理・保存におけるアーキビストとジェネラリストの役割に関する比較研究」（課題番号20K01421）により資金を得て行った共同研究の成果である⁽¹⁾。

この共同研究は、公文書の管理・保存に係る専門職としてのアーキビストの役割について、アーカイブズと専門職としてのアーキビストが確立している諸外国と比較することにより、ジェネラリストが多数を占める文系公務員の中で、どのように専門職としてのアーキビストが、その重要な役割を果たしていき、公的文書の管理・保存プロセスの専門的合理性を確立することができるかを検討することを趣旨としている。研究集会はこの共同研究のまとめとして、公文書の適正な管理・保存の仕組みを発展させるためには、どのような条件が整備されなければならないか、そのための法制度は、どのような内容であるべきかについて、わが国と、わが国と密接な関係を持つアジア（台湾とモンゴル）及びわが国の制度に歴史的に重要な影響を与えてきたドイツの公文書の管理・保存の仕組みの現状との比較を行い、併せて、アーキビストが専門職としての役割を果たすための条件を検討するものである。

共同研究の研究組織は、筆者以外に、大阪大学ミュージアム・リンクス

資 料

(アーカイブズ)の菅真城教授、東北学院大学法学部の佐藤英世教授、福岡大学法学部の折登美紀教授、追手門学院大学法学部の安田理恵准教授から構成される。国際研究集会においては、研究組織の各自にそれぞれの研究課題について報告を行っていただくとともに、台湾の国立中正大学法律学系の劉建宏教授とモンゴルの最高裁判所附属司法研修・研究・情報院のバートルガ・ドゥルゲン研究所長に招待報告を行っていただいた。研究集会における報告テーマは、「地方公共団体における公文書管理の状況と制度的・法的基礎」(佐藤教授)、「アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題」(菅教授)、「台湾における公文書管理法制の現状と課題」(劉教授)、「モンゴルにおける公文書管理法制の現状と課題」(バートルガ所長)、「ドイツにおける連邦公文書館とアーキビスト養成」(折登教授)、「公文書管理における専門知の構造」(安田准教授)、「公文書の管理・保存と内部統制－専門職としてのアーキビストの役割－」(高橋)であった。

本号に掲載するのは、菅真城教授の「アーキビスト認証制度と専門職問題・非正規職員問題」、劉建宏教授の「台湾における公文書管理法制の現状と課題」(翻訳・李秉昊氏)、バートルガ・ドゥルゲン所長の「モンゴルにおける公文書管理法制の現状と課題」である⁽²⁾。菅教授は、公文書等の管理に関する法律第2条第3項第2号に基づき、同施行令第2条第3項により内閣総理大臣から「国立公文書館等」(国立公文書館に類する機能を有する施設)として指定を受けた大阪大学アーカイブズの専任教授として、大阪大学において廃棄予定となった法人文書のうちアーカイブズに移管するものの選別と選別後の特定歴史公文書等の管理・保存を担当され、併せて、国立公文書館から、認証アーキビストとして必要な知識・技能等の内容が修得できる大学院として認証されている大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースの運営に携わるとともに、同コースの必修科目「アーカイブズ学講義」「アーカイブズ学演習」「アーカイブズ・マネジメント論講義」を担当されている⁽⁵⁾。また、認証アーキビストとして認証を受けておられる。劉教授は、台湾の国立中正大学法律学系において、行政法・行政訴訟法・地方制度法を担当され、『基本人権保障與行政救済途径』、『基本人権保障與行政救済途径 (二)』等の著作がある⁽⁶⁾。同教授

はドイツ・フライブルク大学より博士の学位を取得されている。バートルガ氏は、前記の通り、モンゴルの最高裁判所附属司法研修・研究・情報院の研究センター長であり、「すべての裁判官における事件審理に必要な研究を行うこと」を担当されている。同氏は、大阪大学より、「モンゴルにおける不利益処分手続の生成と展開——2015年行政一般法を画期とした転回と歴史的遺産——」の論文により博士（法学）の学位を取得されている⁽⁷⁾。

- （1） 基盤研究（C）（令和2～5年度）・課題番号20K01421
- （2） 今回掲載しない報告は、次号以下または報告者各自がそれぞれ所属する大学の紀要等において公表する予定である。
- （3） <https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/kan/kantan/kantan.html>（2024年2月10日最終閲覧）
- （4） <https://www.archives.go.jp/ninsho/aboutCAJ/index.html#aboutCAJ>（2024年2月10日最終閲覧）
- （5） 大阪大学のアーキビスト養成・アーカイブズ学研究コースは、必修科目6科目（各2単位）と選択科目12科目（各2単位）から構成され、このうち必修科目12単位と選択科目4単位以上、合わせて16単位以上の履修によりコース修了が認定されるが、必修科目6科目が国立公文書館により認証アーキビストの「知識・技能等」を学ぶ専門課程として認証されている。https://www.osaka-u.ac.jp/ja/schools/ed_support/archives_room/rkjyie（2024年2月10日最終閲覧）
筆者は、本コースの設置と国立公文書館による認証に、アーカイブズ室長（当時）として、菅教授等と共に関わったが、その経緯等について参照、高橋「室長時代を振り返る」大阪大学アーカイブズニューズレター21号3頁（2023年）。https://www.osaka-u.ac.jp/ja/schools/ed_support/archives_room/publications/intro（2024年2月10日最終閲覧）
- （6） 劉建宏『基本人権保障與行政救済途径』（元照出版、2007年）、同『基本人権保障與行政救済途径（二）－公法上返還請求權與一行為不二罰及其他行政争訟課題』（元照、2013年）、同編『裁判外紛争解決機制－在行政法領域之適用』（元照、2016年）、同『訴願法之理論與實務』（元照、2017年）等がある。
- （7） バートルガ氏の博士論文は、モンゴルにおいて公開されている。Баттулгын Дөлгөөн, ЗАХИРГААНЫ ШИЙДВЭР ГАРГАХ АЖИЛЛАГААНЫ ЭРХ ЗҮЙ: ОНОЛ, ХЭРЭГЛЭЭ, ТУЛГАМДСАН АСУУДАЛ, Улаанбаатар хот, 2023 он.